

インド特許庁、ヒアリング通知から実施までの猶予期間に関して追加の通達

2023年1月16日
JETRO ニューデリー

2023年1月16日、インド特許庁は、ヒアリング通知から実施までの猶予期間について、2022年12月26日の通達¹の内容を明確にするために、追加の通達を全ての関係者に公示した²。

前回の通達（2022年12月26日付）においては、ヒアリング通知から実施までの猶予期間について、4週間の猶予を与えるという慣行を廃止し、特許規則第129条の規定に従い、ヒアリング通知の日付から10日とするとしていた。

今回の通達（2023年1月16日付）においては、多数の特許出願がインド特許庁に係属している現状について再度言及しつつ、ヒアリング通知から実施までの猶予期間については、あくまで特許規則129条と129条Aに定められた規定に従うことに言及され、規則に従って猶予期間は10日～30日の間であること、今回の通達にのみ基づいて不利益な措置がとられることはないことが明確化された。

猶予期間の長短については、軽微な手続き上の問題の場合は短期間、先行技術の分析、クレームの解釈などに関する実体的な問題については、より長い期間が猶予期間として設定され得るとされている。

合わせて、長年の懸案事項である特許出願の迅速処理のため、全ての関係者に対してインド特許庁への支援を要請することが言及されている。

(以上)

¹https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/855_1_26122022_Public_Notice_Hearing_Time.pdf

² https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/869_1_Public_Notice_3.pdf